



## その他利用料について

### (1) 本体施設

区 分	徴収の有無	金 額	備 考
食事の提供に 要する費用	有 ・ 無	一日当たり 円	
居住に要する費用	有 ・ 無	一日当たり 円	
特別な居室	有 ・ 無	一ヶ月当たり 円 円	一人部屋 二人部屋
特別な食事	有 ・ 無		具体例
理美容代	有 ・ 無	円	
その他の費用	有 ・ 無	円	具体的品目

(2) 短期入所療養介護

区 分	徴収の有無	金 額	備 考
食事の提供に 要する費用	有 ・ 無	一日当たり 円	
滞在に要する費用	有 ・ 無	一日当たり 円	
特別な居室	有 ・ 無	一ヶ月当たり 円 円	一人部屋 二人部屋
特別な食事	有 ・ 無	一日当たり 円	
送迎に要する費用 (厚生大臣が別に定める 場合を除く。)	有 ・ 無	円	
理美容代	有 ・ 無	円	
その他の費用	有 ・ 無	円	具体的品目

## 指定短期入所療養介護 人員・設備・運営基準確認表

実施日 令和 年 月 日

事業所名

基準の確認に当たっては、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）」を参考にしてください。

項 目	確 認	備 考
<p><b>第1 人員に関する基準</b></p> <p><b>1 【介護老人保健施設である短期入所療養介護の場合】</b>                      医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下同じ）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上いるか。</p> <p><b>2 【療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である短期入所療養介護の場合】</b>                      医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上いるか。</p> <p><b>3 【診療所（2を除く）である短期入所療養介護の場合】</b>                      （1）当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上いるか。                      （2）夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置しているか</p> <p><b>4 【介護医療院である短期入所療養介護の場合】</b>                      医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上いるか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	

5 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第187条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

適・否

## 第2 設備基準

- |  |     |
|--|-----|
| 1 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の項目に掲げるとおりとする。  |     |
| (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものを除く。）を有しているか。   | 適・否 |
| (2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有しているか。  | 適・否 |
| (3) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合しているか。  | 適・否 |
| ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上となっているか。   | 適・否 |
| イ 浴室を有しているか。   | 適・否 |
| ウ 機能訓練を行うための場所を有しているか。   | 適・否 |
| (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものを除く。）を有しているか。  | 適・否 |
| (5) (2) 及び (3) に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、(2) 及び (3) に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しているか。  | 適・否 |
| (6) 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第188条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)～(6)に規定する基準を満たしているものとみなす。 | 適・否 |

第3 ユニット型 設備基準		
1 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有しているか。	適・否	
2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる設備を有しているか。	適・否	
(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所はユニット及び浴室を有しているか。	適・否	
(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たしているか。	適・否	
ア ユニット		
(一) 病室		
(i) 一の病室の定員は、1であるか。	適・否	2(2)ア(一)(i) ただし、入院患者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けているか。なお、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。	適・否	
(iii) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上が。(i)ただし書の場合は、21.3平方メートル以上か。	適・否	
(iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	適・否	
(二) 共同生活室		
(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属しており、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。	適・否	2(2)ア(二) 共同生活室は、医療法施行規則第21条第1項第2号に規定する食堂とみなす。
(ii) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。	適・否	
(iii) 必要な設備及び備品を備えているか。	適・否	
(三) 洗面設備		
(i) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。	適・否	
(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとなっているか。	適・否	
(四) 便所		
(i) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。	適・否	
(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとなっているか。	適・否	
イ 廊下幅		
1. 8メートル以上となっているか。また、中廊下の幅	適・否	

は、2. 7メートル以上となっているか。		
ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えているか。	適・否	
エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。	適・否	
(3) 入院患者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合を除き、(2)のイからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものとなっているか。	適・否	
(4) (1)～(3)に規定するもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	適・否	
3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる設備を有しているか。	適・否	
(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所はユニット及び浴室を有しているか。	適・否	
(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たしているか。	適・否	
ア ユニット		
(一) 病室		
(i) 一の病室の定員は、1人であるか。	適・否	3(2)ア(一)(i) 入院患者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けているか。なお、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。	適・否	
(iii) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上か。((i)ただし書の場合は、21.3平方メートル以上か。)	適・否	
(iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。	適・否	3(2)ア(二) 共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に規定する食堂とみなす。
(二) 共同生活室		
(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属しており、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。	適・否	
(ii) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。	適・否	
(iii) 必要な設備及び備品を備えているか。	適・否	
(三) 洗面設備		
(i) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。	適・否	
(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとなっているか。	適・否	

(四) 便所	
(i) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。	適・否
(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとなっているか。	適・否
イ 廊下幅	
1. 8メートル以上となっているか。また、中廊下の幅は、2. 7メートル以上となっているか。	適・否
ハ 機能訓練室	
機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えているか。	適・否
ニ 浴室	
身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。	適・否
(3) 入院患者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合を除き、(2) のイからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものとなっているか。	適・否
(4) (1) ~ (3) に規定するもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	適・否
4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有しているか。	適・否
5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第 205 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1) ~ (4) に規定する基準を満たしているものとみなす。	適・否

#### 第4 運営に関する基準

※ユニット型指定短期入所療養介護事業の場合、「第4」の項目のうち★印が付いた項目は点検不要である。「第5」のユニット型に係る基準の方の該当項目を点検すること。

##### 1 内容及び手続の説明及び同意

(1) サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。

適・否

(2) 電磁的方法により提供する場合

ア 利用申込者又はその家族からの申出によるものか。

適・否

イ (1)の文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(※)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供しているか。

適・否

1 (2)イ  
この場合、当該文書を交付したものとみなされる。

##### ※電子情報処理組織

指定短期入所療養介護の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

① 電子情報処理組織を使用する方法のうち(ア)又は(イ)に掲げるもの

(ア) 指定短期入所療養介護の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(イ) 指定短期入所療養介護の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定短期入所療養介護の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

② 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(3) (2)に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものとなっているか。

適・否

(4) あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用

<p>いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</p>	適・否	
<p>ア (2) イに掲げる方法のうち指定短期入所療養介護が使用するもの</p>		
<p>イ ファイルの記録の方式</p>		
<p>(5) (4) の規定による承諾を得た場合で、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、(1) に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしていないか。</p>	適・否	<p>1 (5) 当該利用申込者又はその家族が再び(4)の規定による承諾をした場合はこの、限りではない。</p>
<p>2 対象者</p>		
<p>指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供しているか。</p>	適・否	
<p>3 提供拒否の禁止</p>		
<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。</p>	適・否	
<p>4 サービス提供困難時の対応</p>		
<p>事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	適・否	
<p>5 受給資格等の確認</p>		
<p>(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p>	適・否	
<p>(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めているか。</p>	適・否	
<p>6 要介護認定の申請に係る援助</p>		
<p>(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	適・否	
<p>(2) 居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされる</p>	適・否	

よう、必要な援助を行っているか。

7 心身の状況等の把握

サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。

適・否

8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。

適・否

9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。

適・否

10 サービスの提供の記録

(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。

適・否

(2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。

適・否

11 ★利用料等の受領

(1) 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。

適・否

(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。

適・否

(3) (1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

ア 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用

適・否

ア～エに掲げる費用については、規則で定めるところによる

者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)	
イ 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)	適・否
ウ 規則で定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用	適・否
エ 規則で定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用	適・否
オ 送迎に要する費用(法第41条第4項第2号の規定により厚生労働大臣が定める基準に定める場合を除く。)	適・否
カ 理美容代	適・否
キ ア～カに掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	適・否
(4) (3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。	適・否
(3) ア～エに掲げる費用に係る同意については、文書によっているか。	適・否
12 保険給付の請求のための証明書の交付 法定代理受領サービスに該当しない短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適・否
13 ★短期入所療養介護の取扱方針	
(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行っているか。	適・否
(2) 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、14の短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか。	適・否
(3) 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	適・否
(4) 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	適・否
(5) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適・否

<p>(6) 身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p>	適・否	13 (6)
<p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。</p>	適・否	1年間の経過措置が設けられており、令和7年3月31日までの間は、努力義務とされている。
<p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p>	適・否	
<p>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>	適・否	
<p>(7) 自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	適・否	
<p>14 短期入所療養介護計画の作成</p>		
<p>(1) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者について、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しているか。</p>	適・否	
<p>(2) 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p>	適・否	
<p>(3) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p>	適・否	
<p>(4) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した場合、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しているか。</p>	適・否	
<p>15 診療の方針</p>		
<p>(1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っているか。</p>	適・否	
<p>(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っているか。</p>	適・否	
<p>(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。</p>	適・否	
<p>(4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行っているか。</p>	適・否	
<p>(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、指定居宅サービス等基準第148条第5号の規定により厚生労働大臣が定めるもの以外に行っていないか。</p>	適・否	
<p>(6) 指定居宅サービス等基準第148条第6号の規定により厚生</p>		

<p>労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方していないか。</p>	適・否	
<p>(7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求め等診療について適切な措置を講じているか。</p>	適・否	
<p>16 機能訓練 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行っているか。</p>	適・否	
<p>17 ★看護及び医学的管理の下における介護 (1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行っているか。 (2) 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。 (3) 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。この場合において、特に異性（介護職員及び看護職員を除く。）から見られることがないように配慮しているか。 (4) おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 (5) (1)～(4)に掲げるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。 (6) 利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。</p>	<p>適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否</p>	<p>17 (2) やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p>
<p>18 ★食事の提供 (1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われているか。 (2) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。</p>	<p>適・否 適・否</p>	
<p>19 ★その他のサービスの提供 (1) 適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。 (2) 常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>適・否 適・否</p>	
<p>20 利用者に関する市町村への通知 (1) サービスを受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められ</p>	適・否	

るとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。		
21 管理者の責務 (1) 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、従業者に「第4 運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否 適・否	
22 ★運営規程 (1) 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 エ 通常の見送の実施地域 オ 施設利用に当たっての留意事項 カ 非常災害対策 キ 虐待の防止のための措置に関する事項 ク その他運営に関する重要事項	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	
23 ★勤務体制の確保等 (1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) 事業所ごとに、当該事業所の従業者によって短期入所療養介護を提供しているか。 (3) 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 (4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	適・否 適・否 適・否 適・否	23 (2) 利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
24 業務継続計画の策定等 (1) 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	適・否	

<p>(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>25 ★定員の遵守</p>		
<p>(1) 次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行っていないか。</p>	<p>適・否</p>	<p>25 (1)</p>
<p>ア 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p>		<p>災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>
<p>イ 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p>		
<p>ウ 診療所（イを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数</p>		
<p>エ 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p>		
<p>26 非常災害対策</p>		
<p>(1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>(2) (1) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>27 衛生管理等</p>		
<p>(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>(2) 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p>		
<p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>		
<p>ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>		
<p>28 掲示</p>		<p>28</p>
<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の</p>		<p>重要事項を記載した書面</p>

<p>体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなくてはならない。（ウェブサイトへの掲載については令和7年4月1日から適用。）</p>
<p>29 秘密保持等</p>	<p>適・否</p>	
<p>(1) 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう対策を講じているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p>	<p>適・否</p>	
<p>居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>31 苦情処理</p>	<p>適・否</p>	
<p>(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録しているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>(5) 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<p>適・否</p>	

<p>32 地域との連携等 事業の運営に当たって、利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>33 地域等との連携 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>34 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>34 3年間の経過措置が設けられており、令和9年3月31日までの間は、努力義務とされている。</p>
<p>35 事故発生時の対応 (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) (1)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しているか。 (3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>適・否 適・否 適・否</p>	
<p>36 虐待の防止 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 (2) 虐待の防止のための指針を整備しているか。 (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施しているか。 (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	<p>適・否 適・否 適・否 適・否</p>	
<p>37 会計区分 事業所ごとに経理を区分するとともに、短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>38 記録の整備 (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存している</p>	<p>適・否 適・否</p>	

か。

ア 短期入所療養介護計画

イ 10（1）の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

ウ 13（5）の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

エ 20の規定による市町村への通知に係る記録

オ 31（2）の規定による苦情の内容等の記録

カ 35（2）の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

## 第5 ユニット型 運営基準

### 1 利用料等の受領

- |  |     |
|--|-----|
| <p>(1) 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p>                         | 適・否 |
| <p>(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。</p>   | 適・否 |
| <p>(3) (1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、次の項目に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p>   |     |
| <p>ア 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> | 適・否 |
| <p>イ 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p>  | 適・否 |
| <p>ウ 規則で定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p>  | 適・否 |
| <p>エ 規則で定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p>  | 適・否 |
| <p>オ 送迎に要する費用（法第41条第4項第2号の規定により厚生労働大臣が定める基準に定める場合を除く。）</p>   | 適・否 |
| <p>カ 理美容代</p>  | 適・否 |
| <p>キ ア～カに掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p>  | 適・否 |
| <p>(4) (3) に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>   | 適・否 |
| <p>(3) ア～エまでに掲げる費用に係る同意については、文書によっているか。</p>  | 適・否 |

ア～エに掲げる費用については、規則で定めるところによる。

2 短期入所療養介護の取扱方針		
(1) 利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っているか。	適・否	
(2) それぞれのユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っているか。	適・否	
(3) 利用者のプライバシーの確保に配慮して行っているか。	適・否	
(4) 利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか。	適・否	
(5) 従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否	
(6) 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	適・否	
(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適・否	
(8) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じているか。	適・否	2 (8) 1年間の経過措置が設けられており、令和7年3月31日までの間は、努力義務とされている。
ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。	適・否	
イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	適・否	
ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。	適・否	
(9) 自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	
3 看護及び医学的管理の下における介護		
(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、それぞれのユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われているか。	適・否	
(2) 利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。	適・否	
(3) 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。	適・否	3 (3) やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
(4) 利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。この場合において、特に異性(介護職員及び看護職員を除く。)から見られることがないよう配慮しているか。	適・否	

(5) おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。	適・否
(6) (1)～(5)に掲げるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。	適・否
(7) 利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。	適・否
<b>4 食事</b>	
(1) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。	適・否
(2) 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。	適・否
(3) 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しているか。	適・否
(4) 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しているか。	適・否
<b>5 その他のサービス提供</b>	
(1) 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。	適・否
(2) 常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。	適・否
<b>6 運営規程</b>	
(1) 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	適・否
ア 事業の目的及び運営の方針	適・否
イ 従業者の職種、員数及び職務の内容	適・否
ウ 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額	適・否
エ 通常の送迎の実施地域	適・否
オ 施設利用に当たっての留意事項	適・否
カ 非常災害対策	適・否
キ 虐待の防止のための措置に関する事項	適・否
ク その他運営に関する重要事項	適・否
<b>7 勤務体制の確保等</b>	
(1) 利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	適・否
(2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っているか。	適・否
ア 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	適・否

<p>イ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p>	適・否	
<p>ウ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	適・否	
<p>(3) 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しているか。</p>	適・否	7 (3)
<p>(4) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p>	適・否	利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
<p>(5) 管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めているか。</p>	適・否	
<p>(6) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	適・否	
<p>8 定員の遵守</p>		
<p>(1) 次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行っていないか。</p>	適・否	8 (1) 災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
<p>ア ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p>	適・否	
<p>イ ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p>	適・否	

## 109 短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
<b>介護老人保健施設における短期入所療養介護費</b>			
夜勤減算	【従来型】 夜勤を行う看護又は介護職員が2人以上（利用者40人以下は1以上） 【ユニット型】 2ユニットごとに夜勤を行う看護又は介護職員が1人以上	<input type="checkbox"/> 非該当	
定員超過減算	利用者の数が運営規程の利用定員を超えている	<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準欠如減算	医師等の員数が人員基準の員数に満たない	<input type="checkbox"/> 該当	
ユニットケア減算	日中、ユニットごとに常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録・委員会・指針・研修	<input type="checkbox"/> 未整備	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、研修、担当者の設置	<input type="checkbox"/> 未実施	
業務継続計画未策定減算	業務継続計画の策定及び必要な措置の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、利用者数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2人を超えて配置（利用者数が40人以下の場合は、利用者数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、1人を超えて配置）	<input type="checkbox"/> 配置	
個別リハビリテーション実施加算	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	
	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、利用者に個別リハビリテーションを20分以上実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	認知症の利用者と他の利用者とを区別している	<input type="checkbox"/> している	
	専ら認知症の利用者が利用する施設	<input type="checkbox"/> 有している	
	日常生活自立度判定基準Ⅲ、Ⅳ、MIに該当し、認知症専門棟での処遇が適当と医師が認めた者	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用定員は40人を標準とする	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用定員の1割以上の個室を整備	<input type="checkbox"/> 整備	
	利用定員1人当たり2㎡のデイルームを整備	<input type="checkbox"/> 整備	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症ケア加算	家族に対する介護知識・技術を提供するための30㎡以上の部屋を整備	<input type="checkbox"/> 整備	
	単位ごとの利用者が10人を標準	<input type="checkbox"/> なっている	
	単位ごとに固定した看護・介護職員を配置	<input type="checkbox"/> 配置	
	【日中】 利用者10人に対し常時1人以上の看護・介護職員を配置 【夜間】 利用者20人に対し1人以上の看護・介護職員を配置	<input type="checkbox"/> 配置	
	ユニット型でない	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、医師が緊急に短期入所療養介護事業所の利用が必要と判断	<input type="checkbox"/> あり	
	利用者又は家族の同意	<input type="checkbox"/> あり	
	医師の判断日又はその翌日から利用を開始	<input type="checkbox"/> 該当	
	判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記録	<input type="checkbox"/> あり	介護サービス計画書
	入所日から起算して7日を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護を受けることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画において計画されていない	<input type="checkbox"/> 該当	
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	<input type="checkbox"/> あり	
	緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存	<input type="checkbox"/> あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携及び相談	<input type="checkbox"/> 実施	
	7日を限度に算定(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)	<input type="checkbox"/> 該当	7日を超えて算定する場合はその状況を記録する。
	受入窓口の明確化	<input type="checkbox"/> あり	
	情報公表システム、事業所のホームページ又は地域包括支援センターへの情報提供等による空床情報の公表	<input type="checkbox"/> あり	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を決める	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者の特性やニーズに応じたサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	要介護4又は5の利用者	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
重度療養管理加算  介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）又は特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	以下のいずれかの状態にある者 ・喀痰吸引（1日8回以上実施している日が月20日を超える） ・人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸（1週間以上） ・中心静脈注射 ・人工腎臓（週2日以上）かつ重篤な合併症 ・心機能障害、呼吸障害等で常時モニター測定 ・膀胱・直腸の機能障害が身障者4級以上かつストーマ実施の利用者に皮膚の炎症等に対するケアを実施 ・経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養 ・皮下組織に及ぶ褥瘡に対する治療 ・気管切開が行われている状態	<input type="checkbox"/>	該当
	計画的な医学的管理を継続	<input type="checkbox"/>	あり
	療養上必要な処置を提供	<input type="checkbox"/>	あり
	医学的管理の内容等を診療録に記載	<input type="checkbox"/>	あり
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰指標率が40以上	<input type="checkbox"/>	該当
	地域貢献活動	<input type="checkbox"/>	該当
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは（ⅱ）又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは経過ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）を算定	<input type="checkbox"/>	該当
	在宅復帰指標率が70以上	<input type="checkbox"/>	該当
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）若しくは（ⅳ）又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）若しくは経過ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）を算定	<input type="checkbox"/>	該当
	在宅復帰指標率が70以上	<input type="checkbox"/>	該当
送迎加算	心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められた利用者に対して送迎を実施	<input type="checkbox"/>	実施

点検項目	点検事項	点検結果	
特別療養費 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）及び介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）並びにユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）及びユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	<input type="checkbox"/> 実施	
療養体制維持特別加算（Ⅰ）	転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）を算定する指定介護療養型医療施設を有する病院であった介護老人保健施設 又は 転換を行う直前において、療養病床を有する病院（療養病棟入院基本料1の届出病棟、基本診療料の施設基準等（平成20年告示第62号。「新基本診療料の施設基準等」）第5の3（2）イ②に規定する20対1配置病棟又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等（平成18年告示第93号）第5の3（2）ロ①2に規定する20対1配置病棟を有するものに限る。）であった介護老人保健施設	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員の数が常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び介護老人保健施設の入所者の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上	<input type="checkbox"/> 配置	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
療養体制維持特別加算	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の20以上	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
(Ⅱ)	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/> 該当	
総合医学管理加算	居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、利用者又は家族の同意を得ている	<input type="checkbox"/> 該当	
	診断等に基づき、診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載	<input type="checkbox"/> あり	
	利用終了日から7日以内に、利用者の主治の医師に対し、利用者の同意を得て診療状況を示す文書を交付し、交付した文書の写しを診療録に添付	<input type="checkbox"/> 実施	
	10日を限度として算定 緊急時施設療養費を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
口腔連携強化加算	従業者が利用者の口腔の健康状態を評価するに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	<input type="checkbox"/> 該当	
	評価した情報を歯科医療機関及び利用者を担当する介護支援専門員に提供（歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方を行う。）	<input type="checkbox"/> 実施	別紙様式11等
	次の①～③に該当しないこと。 ①他の介護サービス事業所において、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
	②口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	③当該事業所以外の介護サービス事業所において口腔連携強化加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理	<input type="checkbox"/> 実施	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事を提供	<input type="checkbox"/> 実施	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	
	療養食の献立の作成	<input type="checkbox"/> あり	療養食献立表
	1日につき3回を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算 (I)	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアの研修計画を作成し、研修を実施（実施予定を含む）	<input type="checkbox"/> 該当	研修は外部におけるものを含む。
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
緊急時治療管理	救命救急医療が必要となる利用者に対し、緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	同一の利用者について月に1回、連続する3日を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
	特定治療を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
特定治療	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	緊急時治療管理を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> あり	
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> あり	
	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> あり	
	2 1の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	<input type="checkbox"/> 該当	
	3 介護機器を複数種類活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	4 委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施するとともに当該取組の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
	5 事業年度ごとに1、3及び4の取組に関する実績を厚生労働省（電子申請・届出システム）に報告	<input type="checkbox"/> あり	
	6 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> あり	
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> あり	
	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> あり	
	2 介護機器を活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	3 事業年度ごとに1及び2の取組に関する実績を厚生労働省（電子申請・届出システム）に報告	<input type="checkbox"/> あり	
4 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	次の①又は②のいずれかに該当		
	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	②介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算	次の①～③のいずれかに該当		
	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	②看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
算(Ⅲ)	③入所者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の占める割合が100分の30以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	11 キャリアパス要件Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上（※令和6年度は経過措置で賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことでも可）	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	12 キャリアパス要件Ⅴ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の届出	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上） （※令和6年度は経過措置で区分ごとに1以上の取組で可）	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	15 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 （※令和6年度中は適用を猶予）	<input type="checkbox"/> あり	
	16 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 （※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件）	<input type="checkbox"/> あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	11 キャリアパス要件Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額(新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額440万円以上 (※令和6年度は経過措置で賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことでも可)	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	12 職場環境等要件 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 区分ごとに2以上の取組(生産性向上は3以上) (※令和6年度は経過措置で区分ごとに1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	14 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	15 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	11 職場環境等要件 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上) (※令和6年度は経過措置で職場環境全体で1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書

点検項目	点検事項	点検結果	
	12 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	
	13 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 職場環境等要件 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上) (※令和6年度は経過措置で職場環境全体で1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	11 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	12 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	

## 109 短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
<b>療養病床を有する病院における短期入所療養介護費</b>			
夜勤減算	<p>【従来型】 夜勤を行う看護・介護職員の数が、入所者の合計数が30又はその端数を増すごとに1以上（最低2人以上で、そのうち1人は看護職員） かつ 夜勤を行う看護・介護職員の1人当たりの月平均夜勤時間数が64時間以下</p> <p>【ユニット型】 2ユニットごとに夜勤を行う看護・介護職員の数が1以上</p>	<input type="checkbox"/> 非該当	
定員超過減算	利用者の数が運営規程の利用定員を超えている	<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準欠如減算	看護・介護職員の員数が人員基準の員数に満たない	<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準欠如減算	看護・介護職員の員数は人員基準を満たすが、看護師を人員基準上必要とされる看護職員の員数に100分の20を乗じて得た数以上配置していない	<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準欠如減算	看護・介護職員の員数は人員基準を満たすが、医師を人員基準上必要とされる員数の100分の60以上配置していない	<input type="checkbox"/> 該当	医師確保計画を届け出していない僻地所在の病院の場合
ユニットケア減算	日中、ユニットごとに常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 未配置	医師確保計画を届け出ている僻地所在の病院の場合
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録・委員会・指針・研修	<input type="checkbox"/> 未整備	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、研修、担当者の設置	<input type="checkbox"/> 未実施	
業務継続計画未策定減算	業務継続計画の策定及び必要な措置の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
病院療養病床療養環境減算	廊下幅1.8m（両側に居室がある場合2.7m）以上	<input type="checkbox"/> 非該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
医師の配置による減算	全病床数に占める療養病床の病床数の割合が100分の50を超える	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅰ	夜勤を行う看護職員の数を利用者の数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	看護職員1人当たりの月平均夜勤時間が72時間以下	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅱ	夜勤を行う看護職員の数を利用者の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	看護職員1人当たりの月平均夜勤時間が72時間以下	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅲ	夜勤を行う看護・介護職員の数を利用者の数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	夜勤を行う看護職員の数1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	看護職員1人当たりの月平均夜勤時間が72時間以下	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅳ	夜勤を行う看護・介護職員の数を利用者の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	夜勤を行う看護職員の数1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	看護職員1人当たりの月平均夜勤時間が72時間以下	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、医師が緊急に短期入所療養介護事業所の利用が必要と判断	<input type="checkbox"/> あり	
	利用者又は家族の同意	<input type="checkbox"/> あり	
	医師の判断日又はその翌日から利用を開始	<input type="checkbox"/> 該当	
	判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記録	<input type="checkbox"/> あり	介護サービス計画書
緊急短期入所受入加算	入所日から起算して7日を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
	居宅で介護を受けることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画において計画されていない	<input type="checkbox"/> 該当	
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	<input type="checkbox"/> あり	
	緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存	<input type="checkbox"/> あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携及び相談	<input type="checkbox"/> 実施	
	7日を限度に算定(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)	<input type="checkbox"/> 該当	7日を超えて算定する場合はその状況を記録する。
	受入窓口の明確化	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	情報公表システム、事業所のホームページ又は地域包括支援センターへの情報提供等による空床情報の公表	<input type="checkbox"/> あり	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者の特性やニーズに応じたサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
送迎加算	心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められた利用者に対して送迎を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
口腔連携強化加算	従業者が利用者の口腔の健康状態を評価するに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	<input type="checkbox"/> 該当	
	評価した情報を歯科医療機関及び利用者を担当する介護支援専門員に提供（歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方を行う。）	<input type="checkbox"/> 実施	別紙様式11等
	次の①～③に該当しないこと。		
	①他の介護サービス事業所において、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
	②口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
③当該事業所以外の介護サービス事業所において口腔連携強化加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当		
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理	<input type="checkbox"/> 実施	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事を提供	<input type="checkbox"/> 実施	
	定員超過、人員基準欠如（看護師比率に係る部分等を除く）のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
療養食加算	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	
	療養食の献立の作成	<input type="checkbox"/> あり	療養食献立表
	1日につき3回を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算 (I)	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアの研修計画を作成し、研修を実施（実施予定を含む）	<input type="checkbox"/> 該当	研修は外部におけるものを含む。
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
特定診療費	指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として実施	<input type="checkbox"/> あり	
	1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> あり	
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> あり	
	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> あり	
	2 1の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	<input type="checkbox"/> 該当	
	3 介護機器を複数種類活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	4 委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施するとともに当該取組の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
5 事業年度ごとに1、3及び4の取組に関する実績を厚生労働省（電子申請・届出システム）に報告	<input type="checkbox"/> あり		
6 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> あり	
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> あり	
	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> あり	
	2 介護機器を活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	3 事業年度ごとに1及び2の取組に関する実績を厚生労働省（電子申請・届出システム）に報告	<input type="checkbox"/> あり	
4 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
	次の①又は②のいずれかに該当		

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	②介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	次の①～③のいずれかに該当		
	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	②看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	③入所者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の占める割合が100分の30以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	11 キャリアパス要件Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額(新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額440万円以上 (※令和6年度は経過措置で賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことでも可)	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	12 キャリアパス要件Ⅴ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 区分ごとに2以上の取組(生産性向上は3以上) (※令和6年度は経過措置で区分ごとに1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
15 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり		

点検項目	点検事項	点検結果	
	16 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	11 キャリアパス要件Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上（※令和6年度は経過措置で賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことでも可）	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	12 職場環境等要件 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上） （※令和6年度は経過措置で区分ごとに1以上の取組で可）	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	14 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 （※令和6年度中は適用を猶予）	<input type="checkbox"/> あり	
	15 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 （※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件）	<input type="checkbox"/> あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	11 職場環境等要件 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上) (※令和6年度は経過措置で職場環境全体で1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	12 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	
	13 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	
1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書	
2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書	
3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり		
4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書	
5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし		
6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付		
7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 職場環境等要件 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上) (※令和6年度は経過措置で職場環境全体で1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	11 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	
	12 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	

## 109 短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
<b>療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費</b>			
定員超過減算	利用者の数が運営規程の利用定員を超えている	<input type="checkbox"/> 該当	
ユニットケア減算	日中、ユニットごとに常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録・委員会・指針・研修	<input type="checkbox"/> 未整備	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、研修、担当者の設置	<input type="checkbox"/> 未実施	
業務継続計画未策定減算	業務継続計画の策定及び必要な措置の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
診療所設備基準減算	【精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下】 廊下幅が1.8m（両側に居室がある場合2.7m）以上 【精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下以外の廊下】 廊下幅が1.2m（両側に居室がある場合1.6m）以上	<input type="checkbox"/> 非該当	
診療所設備基準減算	食堂を有していない	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、医師が緊急に短期入所療養介護事業所の利用が必要と判断	<input type="checkbox"/> あり	
	利用者又は家族の同意	<input type="checkbox"/> あり	
	医師の判断日又はその翌日から利用を開始	<input type="checkbox"/> 該当	
	判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記録	<input type="checkbox"/> あり	介護サービス計画書
	入所日から起算して7日を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護を受けることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画において計画されていない	<input type="checkbox"/> 該当	
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	<input type="checkbox"/> あり	
	緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存	<input type="checkbox"/> あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携及び相談	<input type="checkbox"/> 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
	7日を限度に算定(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)	<input type="checkbox"/> 該当	7日を超えて算定する場合はその状況を記録する。
	受入窓口の明確化	<input type="checkbox"/> あり	
	情報公表システム、事業所のホームページ又は地域包括支援センターへの情報提供等による空床情報の公表	<input type="checkbox"/> あり	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を決める	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者の特性やニーズに応じたサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
送迎加算	心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められた利用者に対して送迎を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
口腔連携強化加算	従業者が利用者の口腔の健康状態を評価するに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	<input type="checkbox"/> 該当	別紙様式11等
	評価した情報を歯科医療機関及び利用者を担当する介護支援専門員に提供(歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方を行う。)	<input type="checkbox"/> 実施	
	次の①～③に該当しないこと。		
	①他の介護サービス事業所において、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
	②口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
③当該事業所以外の介護サービス事業所において口腔連携強化加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当		
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理	<input type="checkbox"/> 実施	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事を提供	<input type="checkbox"/> 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
療養食加算	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	
	療養食の献立の作成	<input type="checkbox"/> あり	療養食献立表
	1日につき3回を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアの研修計画を作成し、研修を実施（実施予定を含む）	<input type="checkbox"/> 該当	研修は外部におけるものを含む。
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
特定診療費	指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として実施	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> あり	
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> あり	
	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> あり	
	2 1の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	<input type="checkbox"/> 該当	
	3 介護機器を複数種類活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	4 委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施するとともに当該取組の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
5 事業年度ごとに1、3及び4の取組に関する実績を厚生労働省（電子申請・届出システム）に報告	<input type="checkbox"/> あり		
6 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> あり	
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> あり	
	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> あり	
	2 介護機器を活用している	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	3 事業年度ごとに1及び2の取組に関する実績を厚生労働省（電子申請・届出システム）に報告	<input type="checkbox"/> あり	
	4 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	次の①又は②のいずれかに該当		
	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	②介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	次の①～③のいずれかに該当		
	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	②看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	③入所者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の占める割合が100分の30以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (I)	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	11 キャリアパス要件Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上 (※令和6年度は経過措置で賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことでも可)	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	12 キャリアパス要件Ⅴ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の届出	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上） (※令和6年度は経過措置で区分ごとに1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	15 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	16 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	11 キャリアパス要件Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上（※令和6年度は経過措置で賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことでも可）	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	12 職場環境等要件 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上） （※令和6年度は経過措置で区分ごとに1以上の取組で可）	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	14 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 （※令和6年度中は適用を猶予）	<input type="checkbox"/> あり	
	15 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 （※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件）	<input type="checkbox"/> あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	11 職場環境等要件 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上) (※令和6年度は経過措置で職場環境全体で1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	12 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	
	13 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 職場環境等要件 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上) (※令和6年度は経過措置で職場環境全体で1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	11 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	
	12 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	

## 109 短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
<b>介護医療院における短期入所療養介護費</b>			
夜勤減算	<p>【従来型】 夜勤を行う看護・介護職員の数、入所者の合計数が30又はその端数を増すごとに1以上（最低2人以上で、そのうち1人は看護職員）</p> <p>【ユニット型】 2ユニットごとに夜勤を行う看護・介護職員の数1以上</p>	<input type="checkbox"/> 非該当	
定員超過減算	利用者の数が運営規程の利用定員を超えている	<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準欠如減算	医師等の員数が人員基準の員数に満たない	<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準欠如減算	看護・介護職員の員数は人員基準を満たすが、看護師を人員基準上必要とされる看護職員の員数に100分の20を乗じて得た数以上配置していない	<input type="checkbox"/> 該当	
ユニットケア減算	日中、ユニットごとに常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録・委員会・指針・研修	<input type="checkbox"/> 未整備	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、研修、担当者の設置	<input type="checkbox"/> 未実施	
業務継続計画未策定減算	業務継続計画の策定及び必要な措置の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
療養環境減算（Ⅰ）	廊下幅1.8m（両側に居室の場合2.7m）未満	<input type="checkbox"/> 該当	
療養環境減算（Ⅱ）	療養室の床面積の合計を入所者定員で除した数が8未満	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅰ	夜勤を行う看護職員の数、利用者の数の合計数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅱ	夜勤を行う看護職員の数、入所者の数の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅲ	夜勤を行う看護・介護職員の数、入所者の数の合計数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	夜勤を行う看護職員の数1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅳ	夜勤を行う看護・介護職員の数、入所者の数の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、医師が緊急に短期入所療養介護事業所の利用が必要と判断	<input type="checkbox"/> あり	
	利用者又は家族の同意	<input type="checkbox"/> あり	
	医師の判断日又はその翌日から利用を開始	<input type="checkbox"/> 該当	
	判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記録	<input type="checkbox"/> あり	介護サービス計画書
	入所日から起算して7日を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護を受けることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画において計画されていない	<input type="checkbox"/> 該当	
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	<input type="checkbox"/> あり	
	緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存	<input type="checkbox"/> あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携及び相談	<input type="checkbox"/> 実施	
	7日を限度に算定(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)	<input type="checkbox"/> 該当	7日を超えて算定する場合はその状況を記録する。
	受入窓口の明確化	<input type="checkbox"/> あり	
	情報公表システム、事業所のホームページ又は地域包括支援センターへの情報提供等による空床情報の公表	<input type="checkbox"/> あり	
若年性認知症利用者受入加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者の特性やニーズに応じたサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施	
送迎加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められた利用者に対して送迎を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	従業者が利用者の口腔の健康状態を評価するに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
口腔連携強化加算	評価した情報を歯科医療機関及び利用者を担当する介護支援専門員に提供（歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に行う。）	<input type="checkbox"/> 実施	別紙様式11等
	次の①～③に該当しないこと。		
	①他の介護サービス事業所において、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
	②口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
	③当該事業所以外の介護サービス事業所において口腔連携強化加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理	<input type="checkbox"/> 実施	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事を提供	<input type="checkbox"/> 実施	
	定員超過、人員基準欠如（看護師比率に係る部分等を除く）のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	
	療養食の献立の作成	<input type="checkbox"/> あり	療養食献立表
	1日につき3回を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
緊急時治療管理	救命救急医療が必要となる利用者に対し、緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	同一の利用者について月に1回、連続する3日を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
	特定治療を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
特定治療	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	緊急時治療管理を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアの研修計画を作成し、研修を実施（実施予定を含む）	<input type="checkbox"/> 該当	研修は外部におけるものを含む。
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	入所者等がすべて認知症の者であり、届出の前3月において日常生活に支障を来すおそれがある症状・行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）	看護職員が常勤換算法で4：1以上	<input type="checkbox"/> 該当	入所者の数を4で除した数から入所者の数を6で除した数を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。
	精神保健福祉士等1名及び理学療法士等をそれぞれ1名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	
	届出の前3月において身体拘束廃止未実施減算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	近隣の精神科病院と連携し、必要に応じて入所者を当該病院に入院させる体制及び当該病院の医師が週4回以上入所者を診察する体制が確保されている	<input type="checkbox"/> あり	
重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）	入所者等がすべて認知症の者であり、届出の前3月において日常生活に支障を来すおそれがある症状・行動が認められることから特に介護を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	60m <sup>2</sup> 以上の生活機能回復訓練室	<input type="checkbox"/> あり	
	看護職員が常勤換算法で4：1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	精神保健福祉士等及び作業療法士をそれぞれ1名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	
	届出の前3月において身体拘束廃止未実施減算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	近隣の精神科病院と連携し、必要に応じて入所者を当該病院に入院させる体制及び当該病院の医師が週4回以上入所者を診察する体制が確保されている	<input type="checkbox"/> あり	
特別診療費	指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> あり	
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/>	あり
	2 1の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	<input type="checkbox"/>	該当
	3 介護機器を複数種類活用している	<input type="checkbox"/>	該当
	4 委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施するとともに当該取組の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/>	実施
	5 事業年度ごとに1、3及び4の取組に関する実績を厚生労働省（電子申請・届出システム）に報告	<input type="checkbox"/>	あり
	6 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/>	実施
	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/>	あり
	②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/>	あり
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/>	あり
	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/>	あり
	2 介護機器を活用している	<input type="checkbox"/>	該当
	3 事業年度ごとに1及び2の取組に関する実績を厚生労働省（電子申請・届出システム）に報告	<input type="checkbox"/>	あり
	4 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	次の①又は②のいずれかに該当		
	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上	<input type="checkbox"/>	該当
	②介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上	<input type="checkbox"/>	該当
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/>	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	次の①～③のいずれかに該当		
	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	②看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	③入所者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の占める割合が100分の30以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (I)	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	11 キャリアパス要件Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額(新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額440万円以上 (※令和6年度は経過措置で賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことでも可)	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	12 キャリアパス要件Ⅴ サービス提供体制強化加算(I)又は(Ⅱ)の届出	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 区分ごとに2以上の取組(生産性向上は3以上) (※令和6年度は経過措置で区分ごとに1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	15 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	
	16 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	
	11 キャリアパス要件Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上 （※令和6年度は経過措置で賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことでも可）	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	12 職場環境等要件 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	13 職場環境等要件 区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上） （※令和6年度は経過措置で区分ごとに1以上の取組で可）	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	14 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 （※令和6年度中は適用を猶予）	<input type="checkbox"/> あり	
	15 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 （※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件）	<input type="checkbox"/> あり	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書

点検項目	点検事項	点検結果	
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	11 職場環境等要件 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上) (※令和6年度は経過措置で職場環境全体で1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	12 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	
	13 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 職場環境等要件 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上) (※令和6年度は経過措置で職場環境全体で1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	11 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	
	12 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	

## 407 介護予防短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
<b>介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費</b>			
夜勤減算	【従来型】 夜勤を行う看護又は介護職員が2人以上（利用者40人以下は1以上） 【ユニット型】 2ユニットごとに夜勤を行う看護又は介護職員が1人以上	<input type="checkbox"/> 非該当	
定員超過減算	利用者の数が運営規程の利用定員を超えている	<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準欠如減算	医師等の員数が人員基準の員数に満たない	<input type="checkbox"/> 該当	
ユニットケア減算	日中、ユニットごとに常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録・委員会・指針・研修	<input type="checkbox"/> 未整備	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、研修、担当者の設置	<input type="checkbox"/> 未実施	
業務継続計画未策定減算	業務継続計画の策定及び必要な措置の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、利用者数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2人を超えて配置（利用者数が40人以下の場合は、利用者数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、1人を超えて配置）	<input type="checkbox"/> 配置	
個別リハビリテーション実施加算	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	
	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、利用者に個別リハビリテーションを20分以上実施	<input type="checkbox"/> 実施	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、医師が緊急に介護予防短期入所療養介護事業所の利用が必要と判断	<input type="checkbox"/> あり	
	利用者又は家族の同意	<input type="checkbox"/> あり	
	医師の判断日又はその翌日から利用を開始	<input type="checkbox"/> 該当	
	判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記録	<input type="checkbox"/> あり	介護予防サービス計画書
	入所日から起算して7日を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者の特性やニーズに応じたサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰指標率が40以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	地域貢献活動	<input type="checkbox"/> 該当	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは（ⅱ）又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは経過ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）を算定	<input type="checkbox"/> 該当	
	在宅復帰指標率が70以上	<input type="checkbox"/> 該当	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅲ）	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）若しくは（ⅲ）又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）若しくは経過ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）を算定	<input type="checkbox"/> 該当	
	在宅復帰指標率が70以上	<input type="checkbox"/> 該当	
送迎加算	心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められた利用者に対して送迎を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
特別療養費	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）及び介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）並びにユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）及びユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）	<input type="checkbox"/> 実施	
	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施		

点検項目	点検事項	点検結果	
療養体制維持特別加算 (Ⅰ)	<p>転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）を算定する指定介護療養型医療施設を有する病院であった介護老人保健施設</p> <p>又は</p> <p>転換を行う直前において、療養病床を有する病院（療養病棟入院基本料1の届出病棟、基本診療料の施設基準等（平成20年告示第62号。「新基本診療料の施設基準等」）第5の3（2）イ②に規定する20対1配置病棟又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等（平成18年告示第93号）第5の3（2）ロ①2に規定する20対1配置病棟を有するものに限る。）であった介護老人保健施設</p>	<input type="checkbox"/> 該当	
	<p>介護職員の数常勤換算方法で、指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び介護老人保健施設の入所者の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上</p>	<input type="checkbox"/> 配置	
	<p>定員超過、人員基準欠如のないこと</p>	<input type="checkbox"/> 該当	
療養体制維持特別加算 (Ⅱ)	<p>算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の20以上</p>	<input type="checkbox"/> 該当	
	<p>算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の50以上</p>	<input type="checkbox"/> 該当	
総合医学管理加算	<p>介護予防サービス計画を担当する介護予防支援事業所の介護支援専門員と連携し、利用者又は家族の同意を得ている</p>	<input type="checkbox"/> 該当	
	<p>診断等に基づき、診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を実施</p>	<input type="checkbox"/> 実施	
	<p>診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載</p>	<input type="checkbox"/> あり	
	<p>利用終了日から7日以内に、利用者の主治の医師に対し、利用者の同意を得て診療状況を示す文書を交付し、交付した文書の写しを診療録に添付</p>	<input type="checkbox"/> 実施	
	<p>10日を限度として算定</p>	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	緊急時施設療養費を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
口腔連携強化加算	従業者が利用者の口腔の健康状態を評価するに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	<input type="checkbox"/> 該当	別紙様式6等
	評価した情報を歯科医療機関及び利用者を担当する介護支援専門員に提供（歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に行う。）	<input type="checkbox"/> 実施	
	次の①～③に該当しないこと。		
	①他の介護サービス事業所において、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
	②口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
③当該事業所以外の介護サービス事業所において口腔連携強化加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当		
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理	<input type="checkbox"/> 実施	療養食献立表
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事を提供	<input type="checkbox"/> 実施	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	
	療養食の献立の作成	<input type="checkbox"/> あり	
1日につき3回を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当		
	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアの研修計画を作成し、研修を実施(実施予定を含む)	<input type="checkbox"/> 該当	研修は外部におけるものを含む。
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
緊急時治療管理	救命救急医療が必要となる利用者に対し、緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	同一の利用者について月に1回、連続する3日を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
	特定治療を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
特定治療	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	緊急時治療管理を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> あり	
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> あり	
	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> あり	
	2 1の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	<input type="checkbox"/> 該当	
	3 介護機器を複数種類活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	4 委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施するとともに当該取組の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
5 事業年度ごとに1、3及び4の取組に関する実績を厚生労働省（電子申請・届出システム）に報告	<input type="checkbox"/> あり		
6 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> あり	
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> あり	
	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> あり	
	2 介護機器を活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	3 事業年度ごとに1及び2の取組に関する実績を厚生労働省（電子申請・届出システム）に報告	<input type="checkbox"/> あり	
4 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
	次の①又は②のいずれかに該当		

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	②介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	次の①～③のいずれかに該当		
	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	②看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	③入所者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の占める割合が100分の30以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	11 キャリアパス要件Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上 (※令和6年度は経過措置で賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことでも可)	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	12 キャリアパス要件Ⅴ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の届出	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上） (※令和6年度は経過措置で区分ごとに1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
15 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり		

点検項目	点検事項	点検結果	
	16 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	11 キャリアパス要件Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上（※令和6年度は経過措置で賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことでも可）	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	12 職場環境等要件 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上） （※令和6年度は経過措置で区分ごとに1以上の取組で可）	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	14 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 （※令和6年度中は適用を猶予）	<input type="checkbox"/> あり	
	15 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 （※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件）	<input type="checkbox"/> あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	11 職場環境等要件 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上) (※令和6年度は経過措置で職場環境全体で1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	12 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	
	13 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	
1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書	
2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書	
3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり		
4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書	
5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし		
6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付		
7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 職場環境等要件 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上) (※令和6年度は経過措置で職場環境全体で1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	11 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	
	12 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	

## 407 介護予防短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
<b>療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費</b>			
夜勤減算	<p>【従来型】 夜勤を行う看護・介護職員の数が、入所者の合計数が30又はその端数を増すごとに1以上（最低2人以上で、そのうち1人は看護職員） かつ 夜勤を行う看護・介護職員の1人当たりの月平均夜勤時間数が64時間以下</p> <p>【ユニット型】 2ユニットごとに夜勤を行う看護・介護職員の数が1以上</p>	<input type="checkbox"/> 非該当	
定員超過減算	利用者の数が運営規程の利用定員を超えている	<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準欠如減算	看護・介護職員の員数が人員基準の員数に満たない	<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準欠如減算	看護・介護職員の員数は人員基準を満たすが、看護師を人員基準上必要とされる看護職員の員数に100分の20を乗じて得た数以上配置していない	<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準欠如減算	看護・介護職員の員数は人員基準を満たすが、医師を人員基準上必要とされる員数の100分の60以上配置していない	<input type="checkbox"/> 該当	医師確保計画を届け出していない僻地所在の病院の場合
ユニットケア減算	日中、ユニットごとに常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 未配置	医師確保計画を届け出ている僻地所在の病院の場合
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録・委員会・指針・研修	<input type="checkbox"/> 未整備	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、研修、担当者の設置	<input type="checkbox"/> 未実施	
業務継続計画未策定減算	業務継続計画の策定及び必要な措置の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
病院療養病床療養環境減算	廊下幅1.8m（両側に居室がある場合2.7m）以上	<input type="checkbox"/> 非該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
医師の配置による減算	全病床数に占める療養病床の病床数の割合が100分の50を超える	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅰ	夜勤を行う看護職員の数を利用者の数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	看護職員1人当たりの月平均夜勤時間が72時間以下	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅱ	夜勤を行う看護職員の数を利用者の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	看護職員1人当たりの月平均夜勤時間が72時間以下	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅲ	夜勤を行う看護・介護職員の数を利用者の数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	夜勤を行う看護職員の数1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	看護職員1人当たりの月平均夜勤時間が72時間以下	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅳ	夜勤を行う看護・介護職員の数を利用者の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	夜勤を行う看護職員の数1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	看護職員1人当たりの月平均夜勤時間が72時間以下	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、医師が緊急に介護予防短期入所療養介護事業所の利用が必要と判断	<input type="checkbox"/> あり	
	利用者又は家族の同意	<input type="checkbox"/> あり	
	医師の判断日又はその翌日から利用を開始	<input type="checkbox"/> 該当	
	判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記録	<input type="checkbox"/> あり	介護予防サービス計画書
若年性認知症利用者受入加算	入所日から起算して7日を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者の特性やニーズに応じたサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施	
送迎加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められた利用者に対して送迎を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	従業者が利用者の口腔の健康状態を評価するに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
口腔連携強化加算	評価した情報を歯科医療機関及び利用者を担当する介護支援専門員に提供（歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に行う。）	<input type="checkbox"/> 実施	別紙様式6等
	次の①～③に該当しないこと。		
	①他の介護サービス事業所において、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
	②口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
	③当該事業所以外の介護サービス事業所において口腔連携強化加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理	<input type="checkbox"/> 実施	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事を提供	<input type="checkbox"/> 実施	
	定員超過、人員基準欠如（看護師比率に係る部分等を除く）のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	
	療養食の献立の作成	<input type="checkbox"/> あり	療養食献立表
1日につき3回を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当		
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアの研修計画を作成し、研修を実施（実施予定を含む）	<input type="checkbox"/> 該当	研修は外部におけるものを含む。
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
特定診療費	指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として実施	<input type="checkbox"/> あり	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> あり	
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> あり	
	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> あり	
	2 1の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	<input type="checkbox"/> 該当	
	3 介護機器を複数種類活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
4 委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施するとともに当該取組の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施		

点検項目	点検事項	点検結果	
	5 事業年度ごとに1、3及び4の取組に関する実績を厚生労働省（電子申請・届出システム）に報告	<input type="checkbox"/>	あり
	6 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/>	実施
	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/>	あり
	②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/>	あり
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/>	あり
	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/>	あり
	2 介護機器を活用している	<input type="checkbox"/>	該当
	3 事業年度ごとに1及び2の取組に関する実績を厚生労働省（電子申請・届出システム）に報告	<input type="checkbox"/>	あり
	4 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	次の①又は②のいずれかに該当		
	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上	<input type="checkbox"/>	該当
	②介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上	<input type="checkbox"/>	該当
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/>	該当
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	<input type="checkbox"/>	該当
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/>	該当
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当
	次の①～③のいずれかに該当		
	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/>	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	②看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	③入所者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の占める割合が100分の30以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	11 キャリアパス要件Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上（※令和6年度は経過措置で賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことでも可）	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	12 キャリアパス要件Ⅴ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の届出	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上） （※令和6年度は経過措置で区分ごとに1以上の取組で可）	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	15 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 （※令和6年度中は適用を猶予）	<input type="checkbox"/> あり	
	16 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 （※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件）	<input type="checkbox"/> あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	11 キャリアパス要件Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額(新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額440万円以上 (※令和6年度は経過措置で賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことでも可)	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	12 職場環境等要件 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 区分ごとに2以上の取組(生産性向上は3以上) (※令和6年度は経過措置で区分ごとに1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	14 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	15 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	11 職場環境等要件 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上) (※令和6年度は経過措置で職場環境全体で1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書

点検項目	点検事項	点検結果	
	12 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	
	13 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 職場環境等要件 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上) (※令和6年度は経過措置で職場環境全体で1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	11 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	12 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	

## 407 介護予防短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
<b>療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費</b>			
定員超過減算	利用者の数が運営規程の利用定員を超えている	<input type="checkbox"/> 該当	
ユニットケア減算	日中、ユニットごとに常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録・委員会・指針・研修	<input type="checkbox"/> 未整備	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、研修、担当者の設置	<input type="checkbox"/> 未実施	
業務継続計画未策定減算	業務継続計画の策定及び必要な措置の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
診療所設備基準減算	【精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下】 廊下幅が1.8m（両側に居室がある場合2.7m）以上 【精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下以外の廊下】 廊下幅が1.2m（両側に居室がある場合1.6m）以上	<input type="checkbox"/> 非該当	
診療所設備基準減算	食堂を有していない	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、医師が緊急に介護予防短期入所療養介護事業所の利用が必要と判断	<input type="checkbox"/> あり	
	利用者又は家族の同意	<input type="checkbox"/> あり	
	医師の判断日又はその翌日から利用を開始	<input type="checkbox"/> 該当	
	判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記録	<input type="checkbox"/> あり	介護予防サービス計画書
若年性認知症利用者受入加算	入所日から起算して7日を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者の特性やニーズに応じたサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施	
送迎加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められた利用者に対して送迎を実施	<input type="checkbox"/> 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
口腔連携強化加算	従業者が利用者の口腔の健康状態を評価するに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	<input type="checkbox"/> 該当	
	評価した情報を歯科医療機関及び利用者を担当する介護支援専門員に提供（歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に行う。）	<input type="checkbox"/> 実施	別紙様式6等
	次の①～③に該当しないこと。		
	①他の介護サービス事業所において、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
	②口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
	③当該事業所以外の介護サービス事業所において口腔連携強化加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理	<input type="checkbox"/> 実施	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事を提供	<input type="checkbox"/> 実施	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	
	療養食の献立の作成	<input type="checkbox"/> あり	療養食献立表
	1日につき3回を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアの研修計画を作成し、研修を実施(実施予定を含む)	<input type="checkbox"/> 該当	研修は外部におけるものを含む。
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
特定診療費	指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として実施	<input type="checkbox"/> あり	
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> あり	
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> あり	
	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> あり	
	2 1の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	3 介護機器を複数種類活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	4 委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施するとともに当該取組の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
	5 事業年度ごとに1、3及び4の取組に関する実績を厚生労働省（電子申請・届出システム）に報告	<input type="checkbox"/> あり	
	6 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> あり	
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> あり	
	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> あり	
	2 介護機器を活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	3 事業年度ごとに1及び2の取組に関する実績を厚生労働省（電子申請・届出システム）に報告	<input type="checkbox"/> あり	
4 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	次の①又は②のいずれかに該当		
	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	②介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	次の①～③のいずれかに該当		
	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	②看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	③入所者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の占める割合が100分の30以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	11 キャリアパス要件Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額(新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額440万円以上 (※令和6年度は経過措置で賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことでも可)	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	12 キャリアパス要件Ⅴ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 区分ごとに2以上の取組(生産性向上は3以上) (※令和6年度は経過措置で区分ごとに1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	15 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	
	16 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	
1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書	
2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書	
3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり		
4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書	
5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし		
6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付		

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	
	11 キャリアパス要件Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上 （※令和6年度は経過措置で賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことでも可）	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	12 職場環境等要件 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上） （※令和6年度は経過措置で区分ごとに1以上の取組で可）	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
14 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 （※令和6年度中は適用を猶予）	<input type="checkbox"/> あり		

点検項目	点検事項	点検結果	
	15 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	11 職場環境等要件 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上) (※令和6年度は経過措置で職場環境全体で1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書

点検項目	点検事項	点検結果	
	12 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	
	13 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 職場環境等要件 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上) (※令和6年度は経過措置で職場環境全体で1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	11 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	12 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	

## 407 介護予防短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
<b>介護医療院における介護予防短期入所療養介護費</b>			
夜勤減算	<p>【従来型】 夜勤を行う看護・介護職員の数、入所者の合計数が30又はその端数を増すごとに1以上（最低2人以上で、そのうち1人は看護職員）</p> <p>【ユニット型】 2ユニットごとに夜勤を行う看護・介護職員の数1以上</p>	□	非該当
定員超過減算	利用者の数が運営規程の利用定員を超えている	□	該当
人員基準欠如減算	医師等の員数が人員基準の員数に満たない	□	該当
人員基準欠如減算	看護・介護職員の員数は人員基準を満たすが、看護師を人員基準上必要とされる看護職員の員数に100分の20を乗じて得た数以上配置していない	□	該当
ユニットケア減算	日中、ユニットごとに常時1名以上の介護又は看護職員の配置	□	未配置
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	□	未配置
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録・委員会・指針・研修	□	未整備
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、研修、担当者の設置	□	未実施
業務継続計画未策定減算	業務継続計画の策定及び必要な措置の実施	□	未実施
療養環境減算（Ⅰ）	廊下幅1.8m（両側に居室の場合2.7m）未満	□	該当
療養環境減算（Ⅱ）	療養室の床面積の合計を入所者定員で除した数が8未満	□	該当
夜間勤務等看護Ⅰ	夜勤を行う看護職員の数が入所者の数の合計数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	□	該当
夜間勤務等看護Ⅱ	夜勤を行う看護職員の数が入所者の数の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	□	該当
夜間勤務等看護Ⅲ	夜勤を行う看護・介護職員の数が入所者の数の合計数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	□	該当
	夜勤を行う看護職員の数1以上	□	該当
夜間勤務等看護Ⅳ	夜勤を行う看護・介護職員の数が入所者の数の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	□	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、医師が緊急に介護予防短期入所療養介護事業所の利用が必要と判断	<input type="checkbox"/> あり	
	利用者又は家族の同意	<input type="checkbox"/> あり	
	医師の判断日又はその翌日から利用を開始	<input type="checkbox"/> 該当	
	判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記録	<input type="checkbox"/> あり	介護予防サービス計画書
	入所日から起算して7日を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者の特性やニーズに応じたサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
送迎加算	心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められた利用者に対して送迎を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
口腔連携強化加算	従業者が利用者の口腔の健康状態を評価するに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	<input type="checkbox"/> 該当	
	評価した情報を歯科医療機関及び利用者を担当する介護支援専門員に提供（歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に行う。）	<input type="checkbox"/> 実施	別紙様式6等
	次の①～③に該当しないこと。		
	①他の介護サービス事業所において、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
	②口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定	<input type="checkbox"/> 非該当	
③当該事業所以外の介護サービス事業所において口腔連携強化加算を算定	<input type="checkbox"/> 非該当		
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理	<input type="checkbox"/> 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
療養食加算	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事を提供 定員超過、人員基準欠如（看護師比率に係る部分等を除く） のないこと	<input type="checkbox"/> 実施	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき 提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病 食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症 食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	
	療養食の献立の作成	<input type="checkbox"/> あり	療養食献立表
	1日につき3回を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
緊急時治療管理	救命救急医療が必要となる利用者に対し、緊急的な治療管理 として投薬、検査、注射、処置等を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	同一の利用者について月に1回、連続する3日を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
特定治療	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表 第1医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者 の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療 機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーショ ン、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常 生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分 の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人 未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対 象者の数が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加 えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常 生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分 の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人 未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対 象者の数が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加 えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアの研修計画を作成し、研修を実施（実施予定を含む）	<input type="checkbox"/> 該当	研修は外部におけるものを含む。
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
特別診療費	指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として実施	<input type="checkbox"/> 実施	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> あり	
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> あり	
	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> あり	
	2 1の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	<input type="checkbox"/> 該当	
	3 介護機器を複数種類活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	4 委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施するとともに当該取組の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	
5 事業年度ごとに1、3及び4の取組に関する実績を厚生労働省（電子申請・届出システム）に報告	<input type="checkbox"/> あり		
6 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
	1 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> あり	
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> あり	
	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> あり	
	2 介護機器を活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	3 事業年度ごとに1及び2の取組に関する実績を厚生労働省（電子申請・届出システム）に報告	<input type="checkbox"/> あり	
	4 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	次の①又は②のいずれかに該当		
	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	②介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	次の①～③のいずれかに該当		
	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	②看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	③入所者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の占める割合が100分の30以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過、人員基準欠如のないこと	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	
	11 キャリアパス要件Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上 （※令和6年度は経過措置で賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことでも可）	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	12 キャリアパス要件Ⅴ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の届出	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	13 職場環境等要件 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上） （※令和6年度は経過措置で区分ごとに1以上の取組で可）	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	15 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 （※令和6年度中は適用を猶予）	<input type="checkbox"/> あり	
	16 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 （※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件）	<input type="checkbox"/> あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	11 キャリアパス要件Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額(新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額440万円以上 (※令和6年度は経過措置で賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことでも可)	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	12 職場環境等要件 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/> あり	
	13 職場環境等要件 区分ごとに2以上の取組(生産性向上は3以上) (※令和6年度は経過措置で区分ごとに1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	14 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	
	15 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	
1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書	
2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書	
3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり		
4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書	
5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし		
6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付		
7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 キャリアパス要件Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 (※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす)	<input type="checkbox"/> あり	
	11 職場環境等要件 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上) (※令和6年度は経過措置で職場環境全体で1以上の取組で可)	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	12 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 (※令和6年度中は適用を猶予)	<input type="checkbox"/> あり	
	13 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 (※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件)	<input type="checkbox"/> あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (IV)	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 キャリアパス要件Ⅰ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	
	9 キャリアパス要件Ⅱ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 （※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに整備することを誓約及び対応すれば年度当初から要件を満たす）	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	10 職場環境等要件 区分ごとに1以上の取組（生産性向上は2以上） （※令和6年度は経過措置で職場環境全体で1以上の取組で可）	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	11 月額賃金改善要件Ⅰ 新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 （※令和6年度中は適用を猶予）	<input type="checkbox"/> あり	
12 月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 （※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所のみ要件）	<input type="checkbox"/> あり		



## 令和6年度指導監査等の重点事項等（介護保険）

実施日 令和 年 月 日

事業所・施設名 \_\_\_\_\_

項 目	確 認	備 考
<p>1 虐待防止及び身体拘束の防止</p> <p>(1) 虐待防止及び身体拘束廃止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>(2) 虐待防止及び身体拘束廃止のための指針を整備しているか。</p> <p>(3) 虐待防止及び身体拘束廃止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>(4) 虐待防止のために、上記各項目の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>(5) 緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行わず、やむを得ず身体的拘束を実施した場合はその理由の記録等がなされているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>1 該当サービス： （虐待防止）全サービス （身体拘束）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院</p>
<p>2 介護報酬請求の適正化</p> <p>(1) 基準条例に定める人員が確保されているか。</p> <p>(2) 基準条例に定める設備が確保されているか。</p> <p>(3) 基準条例に定める運営について、適正に実施されているか。</p> <p>(4) 加算の届出に係る算定要件が充足されているか。また、減算の要件に抵触していないか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>2 該当サービス： 全サービス</p>
<p>3 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の適正な請求</p> <p>(1) 処遇改善計画が適正に作成され、職員に周知されているか。</p> <p>(2) 処遇改善計画等に従った、賃金改善、キャリアパス要件及び職場環境等の改善が実施されているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>3 該当サービス： 訪問看護、訪問リハ、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅療養管理指導を除く全サービス</p>
<p>4 通所介護事業所における宿泊サービスに係る届出等の遵守並びにガイドラインの規定に基づいた人員、設備及び運営等の適正化</p> <p>(1) 宿泊サービスを実施しているか。</p> <p>(2) 届出を行っているか。</p> <p>(3) ガイドラインの規定に基づいた設備、人員、運営が確保されているか。</p> <p>(4) ガイドラインの規定に基づいた非常災害対策が行われているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>4 該当サービス： 通所介護</p>

<p>5 感染症や防災対策の充実強化</p> <p>(1) 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底のために、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施をしているか。</p> <p>(2) 業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施をしているか。</p> <p>(3) 防災計画等を作成するとともに、見える場所に設置しているか。</p> <p>(4) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設において、洪水時等における避難等に関する計画（避難確保計画）を作成し、所在市町村に提出し、訓練を実施しているか。</p> <p>(5) 災害時に備えたライフライン等の点検はなされているか。（短期入所生活介護、介護老人保健施設、介護医療院に限る）</p> <p>ア ライフライン等【停電、断水、ガスや通信等】が寸断された場合を想定した備蓄等（照明、防寒具、飲料水、バッテリー、食料等）を行っているか。</p> <p>イ 非常用自家発電機はあるか。</p> <p>(7) 非常用自家発電機がある場合</p> <p>a 燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じているか。</p> <p>b 定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるような性能の把握及び訓練をしているか。</p> <p>(i) 非常用自家発電装置がない場合</p> <p>a 医療配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院との連携状況を踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。</p> <p>b 医療的配慮が必要な入所者がいる場合、非常用自家発電機の導入（難しければ、レンタル等の代替措置）を検討しているか。</p> <p>(6) 下記の要件を満たす協力医療機関を確保しているか（施設系サービスについては令和9年3月31日まで努力義務、居住系サービスは努力義務とする）。</p> <p>ア 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している</p> <p>イ 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している</p> <p>ウ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>有・無</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>(適 否)</p> <p>(適 否)</p> <p>(適 否)</p>	<p>5 (1)、(2) 該当サービス： 全サービス</p> <p>5 (3) 該当サービス： 全サービス（訪問系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を除く）</p> <p>5 (4) 左記区域内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）</p> <p>5 (5) 短期入所生活介護、介護老人保健施設、介護医療院に限る。</p> <p>5 (6) 施設系サービス及び居住系サービスに限る。 なお、複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。</p>
---	--	--

を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している（病院に限る）

また、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について県に提出しているか。

適・否